秦野市剣連　交際費・旅費　支払いに関して（案）

（主旨）旅費・交際費について、会長と会計理事の承認を得ることになっているが、判断をより明確にするため以下に纏める。

No	題目	主催	内容	具体的な名称	旅費	懇親会費	備考（考え方）
1	県剣連会議	県剣連	市剣連への参加要請がある場合	理事会・支部長会議等	自費	－	従来通り。県剣連から旅費受領している為自費。 日当は年間の理事・支部長の業務経費に含む。
2	県剣連懇親会	県剣連	市剣連への参加要請がある場合	新年会・暑気払い等	自費	**全額支給**	従来通り。懇親会のみで、個人間の懇親も若干あり旅費分は自費。
3	**支部間会議**	県有志	市剣連への参加要請がある場合	県剣連有志臨時会議 (重要な会議)	**実費支給**	－	日当分は職務として年間の理事業務経費に含む。
4	**支部間会議＋懇親会**	県有志	市剣連への参加要請がある場合	県剣連有志臨時会議 (重要な会議)	**実費支給**	**全額支給**	会議が開催されるため、旅費の実費は支給。 但し、懇親会の年間回数は3回を上限とする。
5	**支部間懇親会**	県有志	参加要請あるが、懇親の意味も強い	四市合同稽古会後の交流懇親会	自費	**半額支給**	個人的な親睦も強くなるので半額とする。1回の最大支給の総額は4名分の金額を上限とする。
6	大会参加 **（個人戦）**	県剣連及び支部	基本的に個人からの申込	シニア大会 全日本演武大会等	自費	－	従来通り。
			市剣連からの推薦者	東西対抗・道場連盟大会	**定額支給**	－	細則に規定された市外大会参加者と同様とする。 （昼食分も考慮している。）
7	講習会・研究会参加	全剣連 県剣連	個人能力の向上が主体	剣道形・審判法等	自費	－	従来通り。連盟に役立つが、個人の財産となる。 （参加費も個人払い）
			市剣連として必要な内容	研究会『剣道人口減少とその対策』等	**実費支給**	－	その都度内容により判断（今年度のような支部全体の課題解決はその範疇）

【追記】

1　（上記事項を含めて、はっきりと規定されておらず）**会長・会計理事の承認を得て支出する案件に関して**

会長が出席する案件に関しては、会計担当理事と出席しない他の1名理事（理事長・事務局等）の承認を得ること。

2　5項の支部間懇親会は、過去1回の実績は全額自費であったが、今後変更する。

※県の大会への派遣係員については、従前通り支給されます。